

# 路面電車 204 号車内店舗運営等業務の概要（仕様書）

## 1.業務名

路面電車204号車内店舗運営等業務

## 2.業務の目的

本業務は、まちなかにおける新たな魅力やにぎわいづくりに向け、路面電車204号車内および周辺において、市民及び来訪者の利便性の向上と、快適な空間を提供することを主な目的とする。

## 3.施設の概要

### (1) 場所

路面電車204号車内及び周辺

(詳細は別紙「平面図」のとおり。)

### (2) 所在地

大牟田市久保田町2丁目300番地

### (3) 規模・構造及び敷地面積

別紙「平面図」のとおり

### (4) 設備

電気、上下水道、給湯器、エアコン、冷蔵庫、公衆Wi-Fi

(熱源等は電気のみであり、プロパン等ガス機器については設置不可とする。)

※ 屋外デッキ上のテーブル及びベンチは、設備には含まれない。

### (5) 専用駐車場

なし。ただし、搬入出時の一時的な駐車は可とする。

### (6) 施設利用に係る費用

車内で使用する光熱水費の実費相当額、周辺環境維持管理費相当額の月27,000円を受託者が負担するものとする。

### (7) 施設利用に係る留意事項

車内の設置物等（つり革、照明、その他運転席設備等）に関しては、原状のままで取り扱うこと。  
また、周辺の環境美化及び管理を行うこと。

## 4.業務の概要

本業務の目的の達成に向けて、以下の業務を遂行すること。

### (1) 飲食業、物販等による路面電車204号車内店舗の運営

路面電車204号車内において、飲食業、物販等により店舗を運営すること。

(ア) 商材の選定にあたっては、周辺店舗との競合を避け、共存を図ること。

(イ) 大牟田市に関連する食材や素材を使用するよう努めること。

(ウ) 安全・衛生管理を徹底すること。

(エ) 施設の営業時間は、提案を踏まえ、別途協議の上決定する。

### (2) 観光案内・休憩所機能への対応

パンフレットの配架や軽微な案内の実施等、観光案内及び休憩所機能の対応を行うこと。

- (ア)パンフレットの配架等、観光案内用のツールを設置すること。
- (イ)施設利用者に対し、パンフレットの配布や市内観光施設の説明・移動方法の提示等、軽微な案内を行うこと。
- (ウ)必要に応じて、大牟田駅西口の待合・休憩所「# RESTation」や大牟田駅東口の大牟田観光プラザ等を案内すること。
- (エ)施設利用者が休憩できるスペースの確保やテーブル・イスを準備するなど、休憩所機能への対応を行うこと。

(3) 路面電車204号周辺でのイベント実施によるにぎわいづくり

まちなかのにぎわいづくりを目的に、路面電車204号周辺における音楽ライブやマルシェ等を企画・運営し、実施すること。また、204号周辺で実施されるイベント等に対し、主催者等の関係団体と連携や協力を図ること。

(4) 事業報告書の作成と定期ミーティングへの対応

以下の事項を記載した事業報告書を毎月作成し、翌月10日までに本市に提出すること。あわせて、本市と月1回のミーティングを行い、必要に応じて実施する本市からの業務改善及び是正措置に対応すること。また、契約期間の年度（4月から翌年3月）ごとに、業務に係る経費の収支状況などを記載した事業報告書を作成し、本市に提出すること。

- ・利用者数
- ・実施した各種事業内容及び収支報告書
- ・施設・設備の管理状況
- ・苦情処理及び業務の改善状況
- ・その他、本市が指示する事項

上記、(1) から (4) について、企画提案書に次の内容を明記すること。

- ・車内店舗の営業時間、休業日
- ・業務実施に係るスケジュール、工程表
- ・本業務に係わる体制、組織能力（配置、保有ネットワークなど）
- ・事業の成果や波及効果を高める取組、情報発信
- ・本業務を受託するに当たっての自社の強み、同種・類似の業務実績など

## 5.業務委託期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

契約期間内であっても、契約を継続することが適当でないときは、契約を解除することがある。この場合の原状回復に係る費用等については、受託者が負担するものとする。

## 6.原状回復義務

契約期間の満了、または契約の解除となった際、契約日を基準として施設及び備品等を原状に回復し、本市に引き渡さなければならない。

## 7.業務実施にかかる留意事項

- (1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止  
受託者は、業務の遂行にあたっては本業務の実施に関して知り得た秘密を厳守し、個人情報等の漏れがないよう機密保持に万全を期する。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 一括再委託の禁止  
受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
なお、受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に本市に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (3) 連絡調整  
業務の実施に当たっては、本市との協議、関係者への連絡調整等が迅速に行えるよう努めること。  
また、業務スケジュール及び実施体制に変更が生じる場合、その旨を本市に報告すること。
- (4) 委託業務完了後の対応  
委託業務完了後、業務内容等に本市から質疑がある場合は、誠実な対応をすること。

## 8.特記事項

- (1) 受託者は業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、そのために必要な措置を講じること。  
なお、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第29号）を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (2) 本市及び受託者は、相互に本業務の実施過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。ただし、本市が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要と認められる範囲で開示する場合を除く。
- (3) 業務実施に必要な資料については、所定の手続きにより本市から貸与する。

## 9.協議

この業務にあたり、「4.業務の概要」に関する事項に疑義が生じた場合、または定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

## 10.権利の取り扱い

この業務の履行過程で生じた著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に定める規定を含むすべての著作権（著作権法第17条第1項の規定に基づくもの。以下同様とする。）は大牟田市に帰属し、本市が独占的に使用するものとする。

## 11.情報公開請求について

提出された書類は、参加者に無断で本業務以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例（平成15年条例第37号）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本業務実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。しかし、同条例第7条により、個人に関する情報又は事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより、事業者等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開となる場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ、文書により申し出ること。ただし、申し出があった該当箇所の一部又は全部の公開・非公開の取り扱いについては、本市が決定するものとする。